

令和元年度第1回印西クリーンセンター環境委員会

会議録

1. 期 日 令和元年 6月29日(土) 午前10時から12時まで

2. 場 所 印西地区環境整備事業組合3階大会議室

3. 委員出欠状況

☆甲 (9名中 9名出席)

- | | | | |
|-------------|-----------|----------------|--------|
| 1. 組合 事務局長 | 高橋 清 | 6. 印西CC 施設班 | 海老原 雅美 |
| 2. 組合 庶務課長 | 朝倉 勇治 | 7. 印西市クリーン推進課長 | 伊藤 章 |
| 3. 印西CC 工場長 | 小川 和弘 | 8. 白井市環境課長 | 金井 正 |
| 4. 印西CC 施設班 | 副参事 土佐 光雄 | 9. 栄町環境協働課長 | 芝野 浩一 |
| 5. 印西CC 業務班 | 主幹 長沼 徳雄 | | |

☆乙 (26名中 22名出席)

- | | | | |
|----------------|--------|-----------------------|--------|
| 1. 小倉町内会 | 綿貫 繁男 | 15. 小倉台アビック21自治会 | 竹中 美保 |
| 2. 牧の木戸一丁目自治会 | 木曾 修 | 16. ファーストスクエア小倉台団地自治会 | 高橋 泰 |
| 3. 木刈三丁目町内会 | 中村 吉男 | 17. セカンドスクエア小倉台団地自治会 | 不在 |
| 4. 木刈四丁目自治会 | 前田 美鶴 | 18. サードスクエア小倉台団地自治会 | 関戸 久美子 |
| 5. 木刈五丁目自治会 | 笠原 好夫 | 19. 原山西町内会 | ○欠席 |
| 6. 内野町内会 | 不在 | 20. 木刈一丁目町内会 | ○欠席 |
| 7. 内野西団地自治会 | 鈴木 悦子 | 21. ネット自治会 | 土橋 一仁 |
| 8. 内野東団地自治会 | 早川 憲彦 | 22. 高花二丁目北自治会 | 宮下 雅彦 |
| 9. 内野中央団地自治会 | 二見 隆 | 23. ミッドホーム千葉桜台自治会 | 児玉 喜代美 |
| 10. 内野南第二団地町内会 | 村上 宇多子 | 24. 桜台三丁目自治会 | 仲川 賢次 |
| 11. 原山中央自治会 | 猿子 法子 | 25. ガーデンハウス木刈自治会 | 内山 謙二 |
| 12. 原山町内会 | 原澤 良知 | 26. 大塚三丁目自治会 | 大澤 幸展 |
| 13. 高花一丁目自治会 | ○欠席 | 27. コネクト原山町内会 | 渡辺 俊一 |
| 14. 高花四丁目町内会 | 岩井 邦夫 | 28. 原山花の丘自治会 | 鶉野 実希 |

☆傍聴者 2名

☆事務局 2名

会議次第

1. 開会

2. 議長選出(甲側委員)

3. 議事録署名人の選出

4. 議事

(1) 印西クリーンセンター操業状況について

(2) 白煙防止装置の運用停止の継続について

(3) 次期中間処理施設整備事業の進捗状況について

(4) 印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書に関する協定値等の改訂の進め方について

(5) 自治会からの質問事項の回答について

5. その他

6. 閉会

配付資料

- ・令和元年度第1回印西クリーンセンター環境委員会 次第、委員名簿、席次表
- ・報告事項1 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について (H30、R1)
- ・搬入車両数と搬出車両数 (H30、R1) について・・・・・・・・・・・・・・・・・・(資料1)
- ・印西クリーンセンター放射性物質に関する報告について・・・・・・・・・・(資料2)
- ・白煙防止装置の運用停止の継続について・・・・・・・・・・・・・・・・・・(資料3)

- ・次期中間処理施設整備事業の進捗状況について・・・・・・・・・・・・・・・・（資料4）
 - ・印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書に関する協定値等の改訂の進め方について・・・・・・・・・・・・・・・・（資料5）
 - ・自治会側から事前に提出された資料(写し)について・・・・・・・・・・・・・・・・（資料6）
 - ・自治会側からの質問事項に対する回答書について・・・・・・・・・・・・・・・・（資料7）
- その他環境委員会等に関する資料

事前配布

- ・平成30年度印西クリーンセンター操業実績及び公害防止協定に基づく環境報告書
- ・印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書
- ・印西クリーンセンター環境委員会細則
- ・環境用語解説

当日配布

- ・平成31年度印西地区ごみ処理実施計画
- ・一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録
- ・印西クリーンセンター維持管理に関する計画
- ・印西クリーンセンター緊急時対応マニュアル

4. 議 事

議題（1）【印西クリーンセンター操業状況について】

表－1）平成31年2月～平成31年3月ごみ搬入量、焼却量

- ・平成31年2月のごみ搬入量は3,121トン（うち事業系 873トン）、ごみ焼却量は2,705トン。
- ・平成31年3月のごみ搬入量は3,637トン（うち事業系 1,031トン）、ごみ焼却量は3,929トン。

表－1）平成31年4月～令和元年5月ごみ搬入量、焼却量

- ・平成31年4月のごみ搬入量は4,044トン（うち事業系 1,079トン）、ごみ焼却量は3,396トン。
- ・令和元年5月のごみ搬入量は4,494トン（うち事業系 1,150トン）、ごみ焼却量は3,489トン。

【平成30年度排出ガス測定、騒音・振動測定、悪臭物質測定、臭気濃度測定等】

表－2）排出ガス測定

- ・有害物質（ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素）について、1号炉（測定日平成31年2月28日）、2号炉（測定日平成31年1月25日）及び3号炉（測定日平成31年1月30日）の測定を行いました。値については全て協定値の範囲内でした。

ダイオキシン類について、1号炉（測定日平成31年2月28日）、2号炉（測定日平成31年1月25日）及び3号炉（測定日平成31年1月30日）の測定を行いました。値については全て協定値の範囲内でした。

表－3）騒音・振動測定

- ・騒音・振動測定についての測定値は、全て規制値、協定値の範囲内でした。

表－4）悪臭物質測定

- ・悪臭物質測定（測定日平成31年2月27日）についての測定値は、全て規制値、協定値の範囲内でした。

表－5）臭気濃度測定

- ・臭気濃度測定（測定日平成31年2月27日）についての測定値は、全て目標値以下でした。

表－6）処理水の水質測定

- ・測定値は全て不検出あるいは規制値の範囲内でした。

表－7）大気測定仮設局舎による測定

- ・測定値は全て環境基準の範囲内でした。

表－8）排ガス中の重金属測定

- ・排ガス中の重金属測定（測定日平成31年1月30日）については、全て不検出あるいは規制値の範囲内でした。

表－9）ごみ質分析

- ・ごみ質分析（測定日平成31年2月6日）紙類41.2%、厨芥類16.8%、布類1.3%、草木類1.9%、プラスチック類31.7%、ゴム類0.2%、金属類1.7%、ガラス類0.4%、セト物、砂、石0.5%、その他4.3%です。水分35.9%、見掛比重が0.135kg/l、低位発熱量については3,010kcal/kgでした。

表－10）気象測定結果

- ・気象測定結果は、騒音、振動、悪臭物質、臭気濃度の測定日の気象状況となっています。

【搬入車両数と搬出車両数】

(平成30年度搬入車両数)

・平成30年4月から平成31年3月までの計は48,545台で、平成29年度と比較して2.01%増。

(平成31年4月～令和元年5月搬入車両数)

・平成30年4月4,073台、5月4,577台、4月から5月の計で8,650台、前年度の同時期と比較して3.43%増。

前年度の環境委員会でも報告しておりますが、通常の収集に出さずに自家用車での搬入車両が増加しております。本来は引っ越しや家の片づけ等で一般家庭から大量に排出される場合のみ、クリーンセンターへの持ち込みが可能というルールであります。例えば、朝の収集への出し忘れ、旅行等で家をあけるため、指定袋が高いので等の理由で10キロ、20キロ程度の少量のごみの直接持ち込みがされ、ほとんどのごみが混在しており、紙やプラスチック製容器包装類、ペットボトル、缶等の本来資源物として収集され、当クリーンセンターへは搬入されないものも多数持ち込まれているのが現状です。

資料には記載しておりませんが、平成30年度の各市町ごとの車両の台数と搬入量は、印西市分が9,261台、691トン、白井市分が4,178台、200トン、栄町分が977台、58トンという内容です。全体の量に対して、これを多いと思うか否かは個人の主観となりますが、ごみの受け入れ側としては、ごみ減量化に逆行する事実と認識しており、今後は何らかの制限をかけなければならないものと考えております。

最近の当委員会での議事や質問は、燃焼や焼却に関する分析方法等かなり専門的な内容が多くなっておりますが、その反面、この台数の報告のとおり、ごみの出し方の基本的なルールが崩れつつあるのも事実であります。環境委員の皆様は、自治会の環境担当の代表として出席されておりますので、このような事実を各自治会に持ち帰っていただき、いま一度ごみ出しのルールの再確認をお願いしたいと考えております。

【印西クリーンセンター放射性物質に関する報告】

印西クリーンセンター放射性物質に関する報告ですが折れ線グラフの表示が限界にきましたので、ほぼ横ばい状態が始まった平成28年と平成29年のデータは割愛いたしました。

焼却灰の放射性セシウムの測定結果は、直近の5月で、飛灰が486ベクレル、主灰は154ベクレルでした。排ガス中の放射性セシウムの測定は月1回行っており、これまで検出されたことはありません。

続いて、24ページをご覧ください。空間線量の推移について、印西クリーンセンターの敷地内と敷地境界、計9地点で週1回測定しており、そのうち第2地点、第3地点、第4地点、第6地点の4地点の月平均、東西南北というような意味で4地点の月平均を載せています。直近の5月時の測定平均で一番高いのは、西側第3地点の0.089マイクロシーベルトでした。

焼却灰の処理状況については、放射性物質の測定結果より基準値8,000ベクレル以下を確認し、印西地区一般廃棄物最終処分場へ埋め立て処理をしています。令和元年5月末現在の搬出先及び処理量については記載のとおりであります。また、当初発生した基準値を超えた指定廃棄物は、一時保管を継続しています。

平成30年度末時点の印西地区一般廃棄物最終処分場の現況ですが、埋め立て量が20年間で17万4,278トン、現在の埋め立て率が21.34%という状況です。

続きまして、先にお配りしました平成30年度印西クリーンセンター操業実績及び公害防止協定に基づく環境報告書をご覧ください。1年間のまとめということで、毎年、第1回環境委員会の際に提出させていただいている報告書になります。1ページから3ページまでは、先ほど操業状況で報告しましたごみ量、焼却状況をグラフ化したものとなっております。4ページから12ページまでは、先ほど測定結果を報告させていただきました、各項目ごとに測定時期、測定場所を記載しています。先ほどの報告と重複しますので、本環境報告書の説明は簡単にさせていただきます。

【質疑応答】

[乙委員]	ごみ質分析の割合で紙類が多いが、これは重量もしくは容積どちらの割合なのか。
[甲委員]	重量です。
[乙委員]	重量で紙類が41%なのですか。自分が出しているごみの紙類の割合が大きいとは思わないが、重量でその割合があるのですね。
[乙委員]	ごみの組成分析の発熱量ですが、この上限と下限の発熱量はどれくらいなのか。次にごみのルールが守られておらず、ごみの焼却量が増えているので各自治会で話してほしいという要望がありましたが、自治会に報告するには、もう少し詳しく説明していただきたい。また、ここに出席しているのは28自治会だけなので、全エリアの中では少数です。ルールが守れていないということに対して、組合としてはどんな対応をされているのでしょうか。

[甲委員]	<p>まずは、直接搬入ですが、先ほどの操業報告でしたとおり、直接搬入車両が増えております。本来、直接搬入は引っ越しや家の片づけ等で家庭から出されるごみが多量に出た場合に限り、構成市町で許可書を取り、クリーンセンターへ搬入することができます。しかし許可書を取る段階で、朝の出し忘れや指定ごみの袋の料金が、家をしばらく空ける等の理由により持ち込まれます。また、可燃ごみ週2回、資源物週1回、粗大ごみ週1回、不燃ごみ月2回で収集していますが、その回数では足りない、近隣の船橋市、市川市は可燃ごみを週3回収集しているという意見もいただいております。ただ、収集回数を変えるのは、全体的な見直しをしなければならないことから、検討の時間を要するところです。ごみを気軽に持ち込みする方が増えており、少量のごみを自家用車のトランク入れに持ってくる方が多いです。また、それとは別に事業系ごみと疑われるごみを家庭系と称して持ってくる方もおります。これは事実確認が困難なため、何回もある程度の重量を持ち込むケースもあります。</p> <p>今後の対策として、当センターの区域は広範囲であります。現状のアップル方法と、直接搬入ごみの有料化の検討です。現在は直接搬入ごみについて無料となっております。また、構成市町での許可書の発行をする際に一定の制限を設けることも検討いたします。現在、持込台数とごみの種類を調査していますが、その中で、資源の紙類、特に段ボールなどが多いです。印西市の草深地区や牧の原地区では、一戸建ての建築が進んでいますので、その際の引越し時に出たごみが多く持ち込まれております。</p> <p>資源の段ボール、ペットボトル、瓶や缶が直接持ち込まれており、瓶や缶は不燃ごみとしてカウントされ、中で選別して有価物として売却しておりますが、プラスチックやペットボトルは保管する場所も無いことから、可燃ごみとして焼却をするしか無い状況です。構成市町で発行している許可書には持ち込めるごみとして、燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみと分けて記載してありますが、持ち込むほうとしては、一度に片づきたいという心理が働きますので、資源物も可燃ごみとして混在して入ってきている事実が有ります。今後もごみの内容をよく精査し、車両の規制、有料化等を検討いたします。</p>
[甲委員]	もう一つの質問の低位発熱量ですが、確認したところ、平均の発熱量が3,010 kcal/kgになります。
[乙委員]	ということは、もう限界に近づいているとしか思えないのですが、上限、下限はないのですか。
[甲委員]	このときの組成分析したごみの発熱量の平均が3,010 kcal/kgです。
[乙委員]	それは、それ以上の発熱量のごみを燃したら炉が損傷するという意味ですか。
[甲委員]	これは測定時のごみ質ですので、ごみピットの全体のごみ質ではございません。攪拌しながら焼却していますから、それですぐ炉が壊れるとか、そういうことではございません。
[乙委員]	今、お聞きしているのは、焼却炉の最高発熱量はここまでです。これ以上超えたらこの能力は出せません。というような記載が普通はあるのが、それが無いということですか。
[甲委員]	発熱量が上がりますと、その分焼却量が減ります。1、2号炉は昭和61年の設計ですので、今の発熱量ですと焼却量は減ってしまいます。
[乙委員]	上限があると私は理解していたのですが、違いますか。どんなハイカロリーでもいいという話ではない、炉の壁がやられてしまいますから。
[甲委員]	もちろん高カロリーのを燃やせば温度が上がりますから、炉壁は壊れますが、その分焼却量を抑えれば、発熱量は抑えられますので、焼却量を落として焼却します。
[乙委員]	炉としての発熱量の上限は無いのか。
[甲委員]	設計上はございます。繰り返しになりますが、設計に対して、それより多い発熱量の高いごみであれば、その分の焼却量を落として燃やすという方法です。
[乙委員]	焼却量を落とすとかのコントロールは自動ではないのですね。温度を見ながら投入量を調整するということでしょう。

[甲委員]	申し訳ございません。今データがないので、次回に答えさせていただくということによろしいでしょうか。
[乙委員]	メーカーや運転の方にもよく聞いて確認してください。下限については昔聞いたことがあると思います。その辺も確認してください。
[乙委員]	先ほどの話の中で、持ち込みのごみが混在しているものも受け入れするとありましたが、拒否はしないのですか。
[甲委員]	余りにも目につく場合は拒否しております。
[乙委員]	例えば集積所に出されたごみは、違うものが入っていればレッドカードを張って、持っていきません。同じように、何でできないのか。住所、氏名は聞いているのでしょうか。
[甲委員]	許可書には書いてあります。持込の際には、市役所、出張所へ行って許可書の手続きが必要です。
[乙委員]	許可書があれば受けるということですか。
[甲委員]	許可書あると受けざる得ない場合もあります。トラブルも結構あるので。
[甲委員]	市役所の担当課と各支所、出張所で許可書を出しています。
[乙委員]	出張所でも出しているのですか。
[甲委員]	出張所でも出しています。我々も、混合ごみが入っていると、頻繁に来る方もいるという情報は受けています。それに対して出張所、支所に気をつけてくれということ伝えてあります。
[乙委員]	出張所へ、文書で注意事項を書いて、渡せばいいのではないですか。
[甲委員]	その辺は協議しながら、口頭では伝えてあります。
[乙委員]	そういうものが含まれて、焼却して公害が出ては困るから言っているのです。せっかく我々がここへ来て、環境委員会をしても意味が無くなってしまふ。
[甲委員]	どうしても出先機関ですと、他の業務がある中でやっております。周知徹底できるように、担当課から連絡いたします。
[乙委員]	拒否するところは拒否したほうがいいと思います。
[乙委員]	先ほど説明で、持ち込みをする際にごみの量と質が事業系のごみの様なものもあるということでしたが、事業系というのは有料ですね。
[甲委員]	有料です。260円/10kgです。
[乙委員]	住民が持ち込むと無料ですね。そこをうまく利用しているのではないかと。事業者か一般住民かは、住所でわからないですか。
[甲委員]	住所ではわかりません。ごみ質や回数が多いとか、家庭ごみは出る量が限られていますので。
[乙委員]	怪しいかな、思うだけではどうしようもないので、何かいい手はないですか。
[甲委員]	結局、追跡していくしかないのです。許可書を持っていると強くは言えない場合もあります。
[乙委員]	それのごみはおかしいと言えないのですか。それは市役所になってしまうの。

[甲委員]	<p>当市にそういう情報がクリーンセンターから来た場合に、個人宅に訪問して、どういごみなのか確認をした事例もあります。お話を聞くとやはり事業系ではないと、その場で家庭系のごみだと判断をしたケースは有ります。ただ、通常のごみ出し方というのは、集積所に決められた日に、決められた時間までに出すというルールになっています。直接搬入というのは特別なルールです。ただ、余りにも多いというような情報が来た場合には、直接聞き取りを実施し、場合によっては訪問させていただいた事例もあります。</p>
[乙委員]	<p>10ページのダイオキシン類の測定結果です。3号炉は、このクリーンセンターで一番新しい焼却炉で性能も良く、公害防止協定のダイオキシンの協定値も1号炉、2号炉とは違い、3号炉は0.5 ng - TEQ/Nm³に低く抑えています。今までの測定結果も1号炉、2号炉よりもずっと低い値でした。今回1号炉、2号炉が低いのに、3号炉だけが協定値に近い数値でした。これはトラブルでもあったのか、性能的に問題があったのか教えてください。</p>
[甲委員]	<p>3号炉は、1月30日に測定しました。この日の燃焼状況を確認しましたが、特に異常な燃え方はしていません。通常の燃え方で、こういう数値が出ましたので、今後のダイオキシンの測定結果を注視していきます。</p>
[乙委員]	<p>ダイオキシン類の測定は、測定会社が分析して、結果が出てくるには時間がかかります。測定時の燃え方や運転状況は、後の確認なりですが、サンプリングでわかるのですか。</p>
[甲委員]	<p>測定日のトレンドを保存してあります。ダイオキシン、CO濃度等は相関関係がありますので、その記録もしています。ですが、それほど高い値ではなかったもので、はっきりした原因はわかっておりません。</p>
[乙委員]	<p>今まで一番高い測定値経験ではないですか、今後も注意して監視してください。</p>
[乙委員]	<p>25ページの最終処分場の表で計画処理量と書いてある数字の意味がよくわからない。これは年間の処分量ですか。また、口頭で説明がありましたが、口頭ではなく、資料に記載してほしいです。</p>
[甲委員]	<p>計画処理量は、実施計画に記載した令和元年度の処分量です。また、2番目のご質問は、次回から記載するように検討します</p>
[乙委員]	<p>あと何年で最終処分場が満杯になるのか非常に気になっています。ぜひ載せてください。</p>
[乙委員]	<p>先ほどのダイオキシン測定についてですが、昨年度の測定の結果を見ると、測定日と結果が出るまでの期間は60日ぐらいですが、1号炉の2回目の測定日が2月28日、結果が3月27日と27日後に出ています。何か変ではないか、毎回60日ぐらいかかっているのに、このときだけ27日でできるのか。それと、2月28日にサンプリングすること自体がおかしと思います。何でもっと前の日にしないのか。<u>操炉</u>の関係があるかもしれないが、そういうことではないと思います。</p>
[甲委員]	<p>測定につきましては、専門事業者へ組合から委託しています。委託業者の、測定、分析に係る時間や時期は他の施設の測定もあり、結果のする期間はそれぞれです。ダイオキシンについても2カ月以内と以上の場合もあり、できるだけ早い提出を求めています、ずれがあることは認識しています。</p>
[乙委員]	<p>納得はできないが。</p>
[甲委員]	<p>2番目のご質問といたしまして、1号炉の2回目の測定が2月末になってしまったのかということですが、1号炉の定期修繕の期間が例年1月から2月の中旬ぐらいまでが定期修繕の期間となっております。その前にやればいいのかという話になると思いますが、ダイオキシン測定は1回目の測定から半年ぐらいあける形で、年2回やっております。その結果2月の末になったということでご理解いただければと思います。</p>

[乙委員]	2月28日にサンプリングして、年度内で答えが出ない可能性もあるわけで、今回は27日後の3月27日に出たからいいが、4月になったらアウトでしょう。
[甲委員]	その辺は十分注意しながら、委託業者へは徹底するようにいたしますので、ご理解いただければと思います。

議題（2）【白煙防止装置の運用停止の継続について】

27ページの資料3をご覧ください。白煙防止装置の運用停止の継続についてです。

印西クリーンセンターでは、ごみの焼却から発生する熱を発電、温水センター、地域冷暖房に有効利用していますが、場内で利用している蒸気の中には、煙突から発生する白煙をできるだけ見えなくするために、再度加熱する装置があり、これを白煙防止装置と呼んでいます。

煙突からの発生する白煙は、焼却炉及び排ガス処理装置で利用する水分が水蒸気となりまして、煙突出口部分が冷やされる寒い冬に白く見える現象ですが、煙のような見え方であるため、この発生を抑制するため白煙防止装置がございます。しかし、エネルギー有効利用の面から、印西クリーンセンターでは白煙防止装置で利用している蒸気を発電や地域冷暖房に利用することを目的としまして、白煙防止装置の運用を停止してまいりました。

白煙防止装置を停止した場合の蒸気の節約量は、毎年約6,000トンから7,000トンになります。この蒸気を節約しまして、発電や地域冷暖房に有効活用しています。これらのことから、令和元年7月から令和2年6月末までの1年間、白煙防止装置の運用停止を了承していただきたく、環境委員会にお諮りしたいと思います。

【質疑応答】

[乙委員]	年間白煙防止装置を使った場合に6,000トンから7,000トンの蒸気が節約できるとありますが、金額にするとどれくらいになりますか。
[甲委員]	この蒸気を全て発電に回したと仮定します。それを金額に換算しますと、1,000万円相当になります。
[乙委員]	この件は毎年第1回の環境委員会の議題となっています。5年程なりますか。蒸気を無駄にしないというのは当たり前だし、毎年環境委員会で諮ることもないだろうと思いますが、どう考えていますか。
[甲委員]	2年前に、代表者会議で5年ごとの更新でいいのではという案が出まして、環境委員会にお諮りしたところ、それは毎年諮るべきということになりました。今回、この件は環境委員会の承認がいらないことであれば、停止継続をしたいと思います。
[乙委員]	環境委員の大半は初めての方です、冬の白煙が蒸気だと理解している方はほとんどいません。毎年、委員が変わるので、説明をして更新すればいいのではないかと。
[乙委員]	この件は、以前に所属する各自治会へアンケートを取って停止した経緯があります。アンケートには系統図等の資料が添付されていて、その結果より停止しました。毎年環境委員会の案件にする必要はないと思います。
[甲委員]	ご意見が分かれているところですが、協定書関係の協議についてこの後説明いたします。この件についてもその際に引き続き協議させていただきたいと思います。今回は7月からの1年間の継続についてお諮りいたします。
[議 長]	本年7月から来年6月までの1年間の白煙防止装置の停止の継続について、ご了承いただくことでいかがでしょうか。
[乙委員]	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
[議 長]	ありがとうございます。それでは、これにつきましては異議ございませんので、1年間の停止をさせていただきます

議題（3）【次期中間処理施設整備事業の進捗状況について】

29ページの資料4をご覧ください。ありがとうございます。

本日は、本年度第1回目の会議でございまして、環境委員の皆様方で初めて委員になられた方も大半だと思いますので、新クリーンセンター、次期中間処理施設の整備事業の建設予定地の決定の経緯から、ご説明をいたします。

まず、平成23年度に、次期中間処理施設の当初計画において、千葉ニュータウン9住区、現在の泉野一丁目に当たりますが、そこに建設予定地として一度決定をしました。しかし、平成24年度に現印西市長が当選され、その年に千葉ニュータウン9住区建設予定地の白紙撤回の申し入れがございました。この申し入れを受けて、翌平成25年度に改めて次期中間処理施設用地の公募をしております。

平成26年度に、応募のあった6カ所とこの現在地を加えまして計7カ所の比較評価に着手しました。その後、2カ所の取り下げが提出され、残り5カ所の比較評価を用地検討委員会で実施し、最終答申書が組合管理者に提出されています。その後、建設候補地選定会議が開かれ、建設候補地を印西市吉田地区に選定しております。また、平成27年3月に建設候補地として選定されました吉田地区の町内会に当たる吉田区と組合とで候補地、それから役割などを確認した次期中間処理施設整備事業の施行に関する基本協定を締結しております。

平成27年度に入りまして、基本協定を締結したことに基づきまして、施設の整備の基本計画、それから施設の周辺で展開されます地域振興策、地元対策の検討を行うため、学識経験者、印西地区の住民等で構成する検討委員会を組織しまして、さまざまな検討を行っていただき、翌年3月に答申書をまとめ、組合に提出していただいております。

次のページになります。平成28年度に検討委員会から提出のあった答申書を受けまして、施設整備の基本計画、また地域振興策の基本構想を位置づけております。同年6月から次期中間処理施設の整備を推進するに当たり、地元町内会の吉田区との整備に向けての約束事をまとめる整備協定書の協議に着手し、平成29年3月に協議が調い、整備協定書を吉田区と締結しております。

平成29年度に入りまして、次期中間処理施設整備事業の整備基本計画の追加策定を行うとともに、施設の周辺対策事業の基本的な計画として、吉田区のインフラ整備等のほか、排熱エネルギーを活用する多目的な複合施設を位置づけました地域振興策基本計画を策定しました。また、用地関係などの具体的な事業が始まりまして、10月に建設予定地の測量、地質調査が完了し、さらにはアクセス道路の設計、測量業務にも着手しております。

平成30年度ですが、大きな業務としまして、建設予定地の買収が完了しました。また、アクセス道路の整備に向けて、道路の用地の買収に向けての設計や測量業務を継続して実施しております。

以上が前年度までの進捗状況になります。

続きまして、31ページをご覧くださいと思います。令和元年度次期中間処理施設整備事業のスケジュールになります。本事業につきましては、ご案内のとおり、令和10年4月の稼働に向けて、新クリーンセンターの施設整備と施設用地までの進入路の整備、そして地元対策事業として地域振興策について各種の業務を進めているところです。

初めに、建設予定地の埋蔵文化財調査業務ですが、昨年度から実施しております。現在発掘調査を行っております。本年度終了後、調査報告書の作成と整理業務に入り、翌年度に終了する予定です。

次に、施設整備基本設計、それから建設工事発注支援、環境影響評価業務ですが、新クリーンセンターの施設整備の工事の発注に向けて、本年度から5カ年をかけての準備として環境影響評価、都市計画決定の変更など、また施設整備に関係します上下水道、ガスなどのインフラ整備の方針を定めまして、これらの方針をもとに施設の基本設計などを行っていくとしております。こちらは5年間ということで、長期の期間になりますが、令和7年度の工事発注に向けての設計業務が主になります。

それから、アクセス道路についてですが、今年度に設計、用地測量を行いまして、用地買収にも入っていく予定をしております。

次に、地域振興策ですが、こちらは基本計画の変更、雨水対策をするための用地の地盤透水試験を実施していくこととしております。

そのほかとしまして、水道事業の設計に向けて印西市と協議し、翌年度に向けての予算等の準備を行う予定でおります。

最後に、取得しました施設用地の管理業務についてですが、こちらは埋蔵文化財調査を行う前の区域の草刈り、それから立木の伐採等ですが、既に完了しているところです。

令和10年4月の稼働に向けて、施設整備、進入路、それから地域振興策という多くの業務がありますが、元年度につきましても計画的に進めていきたいと考えております

【質疑応答】

[乙委員]

透水試験業務というのは、何のために実施するのでしょうか。また、次期施設の焼却能力ですが、今年度と前年度の焼却量を比較しても、たいして減っていない。なおかつ事業系は若干増えています。新しい焼却場の処理能力はどうなっているのでしょうか。

[甲委員]	1点目の地域振興策用地の地盤透水試験業務の内容ですが、雨水対策の業務です。この地域に降った雨水が、区域の中で浸透による処理が可能であるかを試験する業務です。例えば雨水については排水路を設けて最終的に河川に放流する場合や調整池を設ける場合もあります。しかし一番経済的で環境にいい方法の地区内の浸透処理の可能性を試験する業務です。
[乙委員]	今は何もないから、浸透しているのでしょうか。
[甲委員]	現在はそうです。そこに設備を整えることになると、雨水対策というのは必ず必要になりますので、事前の調査をするものです。
[乙委員]	それは雨水を流す必要があるからか、それとも雨水が浸透して田んぼのほうに水が流れていく量を考えなくてはいけなとかそういうことなのですか。やる目的がよくわかりません。
[甲委員]	雨水の処理考える中で、降ったところに浸透させ、他に流出さないで対応ができるというのが一番経済的、環境的にも良いと言われていています。その手法が出来るかを確認するものです。
[甲委員]	2番目の処理能力ですが、昨年度策定しましたごみ処理基本計画で、将来のごみ量推計を出しまして、処理能力の確認をしています。ごみ処理量を基本計画に掲載しておりますが、削減、減量化をしないと、処理能力を超える数値になります。これから設計をしていく中で、ごみ処理量の推計を見ながら、現在の規模で可能なのか、それとも拡大が必要なのかを5年間の計画の中で、方向性を出していく予定しております。
[乙委員]	能力を増やす手もありますが。
[甲委員]	単純に能力を増やすとイコール経費負担につながりますし、これは皆さんの税金をそこに投入するということになります。そのために減量化を進めていくというのは大きなテーマでありますが、それをあわせて推進していくこととしております。
[乙委員]	現状に比べて何%ぐらい減らさなくてはいけなのか。
[甲委員]	現在は人口も増えておりますが、稼働年度には減っていくという推計もあります。全体では約9,000トン減量しないと、その処理能力が対応できない量だったと思います。
[乙委員]	2割ぐらい減なのか。かなり頑張らないとだめですね。
[乙委員]	吉田地区の場所がよく分からないのですが、総武カントリーの近くですか。
[甲委員]	泉カントリーと隣接する地域になります。
[乙委員]	最終処分場の場所はどこですか。
[甲委員]	事務所の所在地の地名は岩戸なのですが、施設が占める場所は大廻区です。
[乙委員]	質問が2つあって、1つはアクセス道路が、最終的にどこにできるのか、私たちはよくわからないので、図で明示していただきたいと思います。 それと、アクセス道路と接続する市道松崎・吉田線は、昨年度3分の1ぐらいを買収したと聞いているのですが、その後の進捗状況についてお教えいただきたい。
[甲委員]	今年度アクセス道路につきましては、測量と位置の確定を進めております。それが決まりましたら、皆さんに位置関係を図面等でご提示できればと思っております。
[乙委員]	アクセス道路の大半は、市道の拡幅ですか。
[甲委員]	市道の拡幅というよりは、水田の中に新しく道路を造るイメージでよろしいかと思います。現状の水田の道路や水路に影響しますので、色々な協議が必要となります。

[乙委員]	31ページのところで、地域振興策基本計画一部変更業務委託と書いてありますが、これは実際何をやるのですか。基本計画を変更するのですか。
[甲委員]	主なものは、地域振興策のエリアの見直しと、アクセス道路による地域振興策への影響を確認する業務なども入ります。それから、用地の造成を具体的に決めて、施設整備の最終的な概要を決定し、計画書に位置づける作業になります。
[乙委員]	コンサルタント会社へ業務委託するのですか。内容を審議する機会はありますか。
[甲委員]	業務委託の契約を進めています。意見を聴取する機会は考えておりませんが、変更内容については公表いたします。なお、地域振興策の吉田区とは、毎月意見交換をしながら進めるところです。

議題（４）【印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書の協定値等の改訂の進め方について】

33ページの資料5をご覧ください。昨年4月より水銀という項目が排ガスの測定項目に加わり、当クリーンセンターのような廃棄物の焼却施設は、 $50\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ という排出基準値が国より設定されました。印西クリーンセンターと周辺自治会と締結している公害防止の協定書には、国の規制値を下回っている協定値を独自に定め、排出ガスの各項目が当該協定値を上回る操業を行わないよう、住民側が逐一監視し、その測定結果を定期的に公表する場として、この環境委員会を継続してきました。

新たに水銀の項目が増え、新たな協定値を設定すべく、住民側で代表3名を委員として選出していただき、何度か検討してまいりましたが、まだその数値に関しては合意には至っておりません。また、その後既存のばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素に関しても新たな協定値を案として提示したところですが、その協定値の根拠が不明確ということで、前回の環境委員会では撤回を求められ、現在に至るところであります。

新たに仕切り直しというわけではありませんが、ここに資料5として今後の予定を組合の案として提示させていただきました。期限が決められないと、進まないと思ひまして、今年度中に締結という予定で逆算して、このようなスケジュールを提示させていただきました。来月より、既存の代表者3名の方と2番目に書いてある現協定書の精査、協定値の検討を行い、12月の第3回環境委員会内で報告し、令和元年度の年度末に向けて35の自治会長との調整、また押印を実施したいと考えております。

ただし、協定値の設定や古い協定書なので、条文や文言でのさらなる改訂箇所や新たな改訂箇所が出てくる可能性もあります。このスケジュールより思わぬ時間を要するかもしれませんが、よりよい協定書の改訂を行うべく事務を進めていきたいと思ひますので、住民側の皆様のご協力もお願いしたいと考えております。

【質疑応答無し】

議題（５）【自治会からの質問事項の回答について】

質問1. 環境省の指定廃棄物の指定解除のルールについて

- (1) 平成30年12月20日環境大臣に要望書を提出しているが進捗はあったか。
- (2) 指定廃棄物の保管に関する情報公開に関する検討の進捗状況は。環境省との協議の進捗状況は。

【質疑応答】

[甲委員]	毎回ご質問いただいている指定廃棄物の指定解除のルールの（１）としては、昨年12月末に出した要望書の進捗ですが、要望書は印西市長名で提出されていますので、要望書については印西市に確認したところ、環境省からの回答はありません。ただし、ことしの1月下旬に環境省の担当が千葉県を訪問し、県にも指定廃棄物保管に関する協力を依頼した旨の新聞報道が3月10日にありました。国の方針としては、県内1カ所に集約して保管するという考えに変更はないそうです。候補地として一応千葉市内が挙がっていますが、現在も状況は変わっておりません。
-------	--

[甲委員]	続きますして（２）の指定廃棄物の保管に関する情報公開に関する検討の進捗状況についてですが、環境省と、4月10日に指定廃棄物保管業務委託（ドラム缶の梱包業務）を締結しました。その後業者に梱包作業を業務委託しまして、作業を6月22日から開始しております。指定廃棄物に関する情報につきましては、6月3日からホームページに梱包作業の情報を公表しております。また、ホームページで放射能対策等についてという題目で、測定値や保管の状況を継続して掲載しております。
[乙委員]	6月22日からやっていることですが、土日にするのですか。雨天もやるということですか。
[甲委員]	小雨は実施する予定です。
[乙委員]	ドラム缶をフレコンバッグで梱包するとホームページには書いてあります。一度外にだして、フレコンバッグに入れて、もとへ戻すという作業をするわけですね。その際にドラム缶に損傷等の確認はしていますか。
[甲委員]	もちろん安全を確認しながら、ドラム缶を運んでフレコンバッグに詰めて、また保管する作業を繰り返しております。
[乙委員]	確認とは何をしているのですか。
[甲委員]	ドラム缶の状況、それから置いてある施設の場所の確認などしています。
[乙委員]	場所の確認、ドラム缶の状況とは何ですか。
[甲委員]	ドラム缶を保管している状況や缶に損傷や漏れがないかの確認です。
[乙委員]	どうやって確認するの。
[甲委員]	目視で確認しております。
[乙委員]	目視だけですか。測定器による放射線の測定が必要なのではないですか。
[甲委員]	作業時には、放射線の測定もしています。
[乙委員]	記録に残されているのですか。後でまとめて教えてください。
[甲委員]	業務完了後、結果を報告いたします。
[乙委員]	25ページの図に空間線量の測定場所を表記していますが、特定廃棄物の保管場所は記載されていない。実際にどこにあるのですか。この図で説明してください。
[甲委員]	25ページの図で説明いたしますと、工場棟の右側になります。①番の少し下側で保管しています。
[乙委員]	図に示してください。写真もあるでしょう。毎年環境省の人が立ち入りをしている。過去に1回環境省のホームページに載っていましたが、今は載っていないので非常に心配しています。
[甲委員]	次回、この図面に場所を明記いたします。
[議長]	議事の予定時間を過ぎましたので、終了とさせていただきます。

[事務局] それでは、以上をもちまして令和元年度第1回環境委員会を閉会いたします。
 本日はお忙しい中ありがとうございました。